徳島大学における求職活動等に際しての取扱い

１．目的

この取扱いは、求職者等が徳島大学（以下「本学」という。）における求職活動等において、本学の職員によるハラスメントにより当該求職者等の求職活動等が阻害されることを防止し、健全な採用活動を推進することを目的とする。

２．定義

（１）求職者等

・求職者（本学の求人に応募する者）

・求職者以外の者であって、本学の実施する採用に資する活動（説明会等）に参加する者や、教育実習、看護実習その他本学で実習を受ける者

（２）求職活動等

求職者が行う求職活動や、求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指す。なお、ＳＮＳ等を介したものやオンライン上で行われるものも含まれる。

３．対応

本学の職員が求職者等と接する際は、次のことを厳守する。

（１）不適切な質問や要求をしない。

（プライベート（家族構成、思想・信条、家庭の資産等）に関する質問、採用の見返りに食事や不適切な関係を迫るなど）

（２）威圧的な態度、過度な圧迫をしない。

（３）人格を否定する言動をしない。

（４）採用面接は、３名以上で応対することとし、原則、勤務時間内に終了することとする。

（５）ＯＧ・ＯＢ訪問等の面談場所は、原則、徳島大学キャンパス内、学生の場合、学生が所属する学校施設又はオンラインとし、求職者と１対１での対応を避けること。また、面談時間は、原則、勤務時間内とし、誤解が生じない時間帯を設定する。

（６）本学の職員が個人のＳＮＳ等を利用し、求職者等と直接接点を持つことを禁止する。

４．求職者等の相談窓口

本学における求職活動等において、本学の職員によるハラスメントその他これに類する行為を受けた場合、又はその発生のおそれがある場合の相談先として、相談窓口を設置する。

相談窓口　キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門

５．プライバシーの保護

・相談者及び関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。

・相談内容や個人情報は、相談者本人の同意なく行為者へ開示することは一切ありません。

・相談したことを理由に、選考の合否等において不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。

令和８年１０月１日

国立大学法人徳島大学